

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.207 2020/1/6

### 1 平成31年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）の公表

12月25日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は、標記中間報告を公表した。これは、平成31年度輸入食品監視指導計画に基づく、平成31年4月から令和元年9月までの監視指導結果（中間報告）を取りまとめたもので、その主な内容は次のとおり。（注）【 】内は昨年度同期間の数値

平成31年4月から令和元年9月までの輸入届出の件数は、1,298,431件【1,228,569件】、重量は12,488千トン【12,197千トン】であった。

これに対し、112,319件【103,262件】（モニタリング検査30,985件【30,496件】、検査命令34,558件【28,842件】、自主検査48,681件【45,769件】等の合計から重複を除いた数値）の検査を実施し、407件【385件】で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた。

条文別の違反件数は、法第11条（食品の規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）違反が248件と最も多く、次いで法第6条（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）違反が117件、法第10条（指定外添加物の使用）違反が38件、法第18条（器具又は容器包装の規格）違反が17件、法第62条（おもちゃの規格）違反が2件、法第9条（食肉の衛生証明書の添付）違反が1件であった。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08636.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08636.html)

### 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について

12月27日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」が公布されたこと及び10月9日公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」について、その主な内容及び留意すべき事項で、その主な点は次のとおり。

#### 第1 営業許可に関する事項

##### 1 営業許可業種の概要等

営業許可の見直しに当たっては、食中毒のリスクの高さ、法第13条第1項に基づく規格基準の設定の有無及び過去の食品事故・食中毒の発生状況を踏まえて食品衛生上の配慮を特に要するものを営業許可業種として位置付けたものである。業種の主なものは次の通り。

## 第15号 食肉製品製造業

旧第13号で製造可能とされていた食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）に加え、これらと併せて食肉又は食肉製品を使用したそうざいについても、本号の営業で製造することができるものとしたこと。

食肉製品製造のための食肉の細切については、食肉処理業の許可を必としないこと。

### 2 営業許可の対象業種の施設基準

条例制定に当たり行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（パブリックコメント）については、同法第3条第3項において、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、パブリックコメントに係る規定は適用しない旨が規定されているが、施設基準の設定が営業者に与える影響等を考慮し、施設基準に係る条例の制定に先立ち、同法第46条に基づく行政手続条例等に基づきパブリックコメントを実施するなど、関係者の意見聴取を行うよう努めること。

### 3 営業許可の申請

HACCPに沿った衛生管理の取組の種別の記載については、第3号施行日（令和3年6月1日）以降に初めて行われる営業許可の申請の際に求めるものであること。なお、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の許可の申請に際しては、HACCPに基づく衛生管理が前提であることを申請者に十分に説明するとともに、許可後、可能な限り速やかに施設に立ち入り、衛生管理の状況について確認されたいこと（同条第6号関係）。

## 第2 営業届出に関する事項

### 1 営業届出制度の概要等

法第68条第3項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する集団給食施設の設置者又は管理者については、飲食店営業の営業者と同じくHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うものであることから、営業届出の対象とすること。

### 第3 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に係る経過措置

改正法の第3号施行日の際現に営業届出の対象となる営業を営んでいる者は、第3号施行日から起算して6月を経過する日までに、都道府県知事に届け出なければならないこと（改正法附則第8条）。届出に際しては、営業許可の申請と同様に、食品衛生申請等システム（電子申請システム）を積極的に活用されたいこと。

### 第4 改正法の施行日

第3号施行日は、令和3年6月1日とすること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000582237.pdf>

省令

<https://kanpou.npb.go.jp/20191227/20191227g00195/20191227g001950058f.html>

### 3 食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令の制定について

12月27日、消費者庁と厚生労働省は消費者庁次長及び大臣官房生活衛生・食品安全審議官の連名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、同日「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府令・厚生労働省令第11号。以下「共同命令」という。）が公布され、主な内容及び留意すべき事項を示したもので、その主な点は次のとおり。

#### 1 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合について

法令の趣旨及び内容等

法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときは、次のいずれかに該当する場合としたこと（法第58条第1項、共同命令第1条関係）。

- （1）当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合（共同命令第1条第1号関係）
- （2）当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合（共同命令第1条第2号関係）

運用上の留意点

- （1）共同命令第1条第1号に関して想定される具体的な事例は以下のようなものであること。
  - （i）地域の催事で販売された焼きそばについて、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合
  - （ii）部外者が利用しない企業内の売店で販売された弁当であって、館内放送等で容易に回収が可能な場合
  - （iii）通信販売により会員のみ限定販売されている食品であって、顧客に対して個別に連絡することで容易に回収が可能な場合
- （2）共同命令第1条第2号に関して想定される具体的な事例は以下のようなものであること。
  - （i）食品等が営業者間の取引にとどまっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
  - （ii）食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合

消費期限又は賞味期限の到来後の食品に関しては、法第58条の対象とは取り扱わず、任意の届出として取り扱うよう留意すること。

#### 3 都道府県知事が行う報告について

運用上の留意点

国において、食品等の回収の届出に関する情報を公表することとしているが、消費者に対し分かりやすく健康への危険の程度を伝えるため、程度の分類を行い報告すること。分類に当たっては、次の3分類とし、直ちに分類が判断できない場合は CLASS II に分類し、その後の情報を踏まえ適切な分類に変更すること。

CLASS I：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

(例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・有毒魚（魚種不明フグ、シガテラ魚等）
- ・有毒植物（スイセン、毒キノコ等）
- ・硬質異物が混入した食品（ガラス片、プラスチック等）

CLASS II：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

(例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

CLASS III：喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合

(例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・残留基準に違反する野菜や果物のうち、その摂取量が急性参照用量を超えないものの

なお、法第59条第1項に基づき回収を命じた場合であっても、自主回収情報と同様に国において公表することに留意すること。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の趣旨に鑑み、食品衛生上の危害の発生のおそれがなく、まだ食べることができる食品がむやみに回収され無駄に廃棄されるなど、本制度が過剰な自主回収を誘発することのないように留意すること。

### 第3 施行期日等

第3号施行日は令和3年6月1日であること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000582013.pdf>

命令

<https://kanpou.npb.go.jp/20191227/20191227g00195/20191227g001950025f.html>